第２２　非常コンセント設備

１　設置位置

非常コンセントの設置位置は、令第 29 条の 2 第 2 項第 1 号及び規則第 31 条の 2 第 1 号の規定によるほか、第 21「連結送水管」4.(1)を準用すること。

２　非常コンセント

非常コンセントは、規則第 31 条の 2 第 2 号から第 4 号までの規定によること。

３　保護箱

規則第 31 条の 2 第 2 号に規定する保護箱は、次によること。

(1)　保護箱は、火災の影響を受けるおそれの少ない場所に設けること。◇
ただし、次のいずれかに該当する場合については、この限りでない。
ア　耐火構造の壁等に埋め込む場合
イ　「配電盤及び分電盤の基準」（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）第 3.1.(2)に準じたものを設ける場合

(2)　保護箱の大きさは、短辺 20ｃｍ以上、長辺 25ｃｍ以上とすること。◇

(3)　保護箱の材質は、防食加工を施した厚さ 1.6ｍｍ以上の鋼製とすること。◇

(4)　保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。◇

(5)　保護箱内には、差し込みプラグの離脱を防止するためのフック（Ｌ型又はＣ型）等を設けること。◇

(6)　保護箱には、Ｄ種接地を施すこと。◇

４　標示

非常コンセント設備の標示は、規則第 31 条の 2 第 9 号イ及びロの規定によるほか、次によること。

(1)　規則第 31 条の 2 第 9 号イに規定する保護箱への表示は、第 26「標識」の定めるところによること。★

(2)　規則第 31 条の 2 第 9 号ロに規定する赤色の灯火は、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄの規定を準用すること。この場合において、第 21「連結送水管」4.(3).ア.(ｳ).ｂの規定により設ける赤色の灯火と兼用することができるものとする。

５　消火栓箱等と保護箱との接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

(1)　保護箱は、消火栓等の上部とすること。◇

(2)　消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料等で区画すること。◇

６　電源からの回路

電源からの回路は、規則第 31 条の 2 第 5 号から第 7 号までの規定によるほか、次によること。なお、非常コンセント設備の回路の構成は、第 22－1 図を参照すること。

(1)　電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。◇

(2)　専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を設けること。◇

(3)　前(2)の配線用遮断器は、保護箱又は不燃材料で造られた点検できる埋込み式のボックスに格納すること。◇

ただし、耐火性能を有するパイプシャフト等の区画内に設ける場合は、この限りでない。

(4)　分岐用の配線用遮断器の容量は、100Ｖ、15Ａ以上とすること。◇

(5)　保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。◇

(6)　分岐する場合に用いるプルボックス等は、前 3.(3)に準じたものを用いること。◇

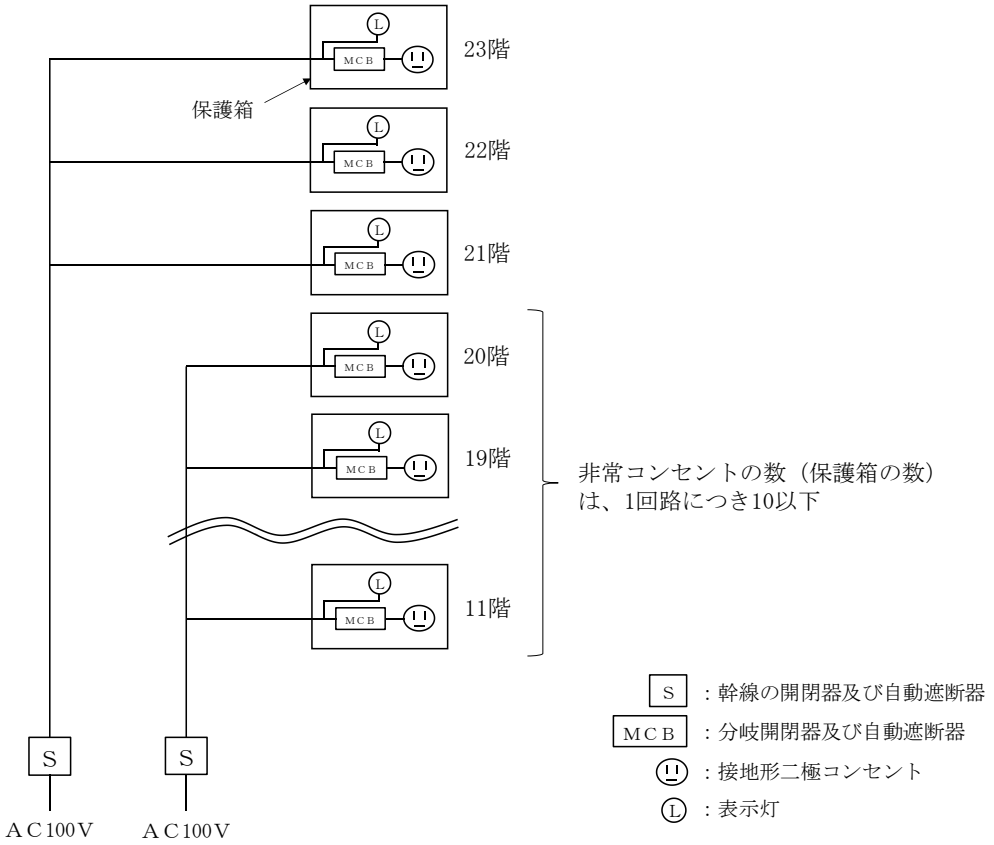

＜第 22－1 図（回路構成図例）＞

７　幹線容量

幹線容量は、次によること。

(1)　幹線容量は、1 回路につき 100Ｖ、15Ａ以上の容量を有効に供給できるものとすること。

(2)　幹線容量は電圧降下を考慮し、低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の 2%以下となるように算定すること。◇

ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。

８　電源及び非常電源

非常電源は、関連規定によるほか、第 24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
規則第 31 条の 2		第 8 号、第 9 号
その他	「耐火電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 10 号） 「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号）	

９　電気の供給容量

電気の供給容量は、令第 29 条の 2 第 2 項第 2 号の規定によること。

10　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 31 条の 2		第 10 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	